

関自保第51号
令和6年5月17日

管内各都県トラック協会会長
一般社団法人全国物流ネットワーク協会会長
関東靈柩自動車協会会長

} 殿

関東運輸局 自動車技術安全部長

トラックの安全運行のための運行管理等の徹底について

今月6日、群馬県伊勢崎市の国道17号において、トラックが中央分離帯を越え、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突したのち、その後ろの乗用車にも衝突し、3名が死亡、2名が負傷する事故が発生しました。また、14日には、埼玉県戸田市の首都高速道路5号池袋線において、渋滞の車列にトラックが追突し、関係した車両7台のうち4台が炎上、追突された車両の3名が死亡、2名が負傷する事故が発生しています。

それぞれの事故原因につきましては、現在調査中ですが、報道等によると、6日に発生した事故は当該トラック運転者の速度超過による可能性が考えられ、また、14日に発生した事故は当該トラック運転者が「衝突時に意識は無かった」という趣旨の供述をしており、6日の事故と同様に速度超過があった模様です。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも運送事業者の皆様には事故を防止するための様々な取組みを実施していただいているところですが、改めて輸送の安全を確保し同種事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

自動車運送事業者及び運行管理者は、以下の事項について徹底を図ること。

1. 安全な運行のためには運転に集中し、速度が増すと運転操作が困難になるため道路状況に応じた安全な速度で走行することが必須であることを運転者自らが理解するよう指導すること。また、トラックは、車両重量が重く、重心が高い等の特徴から衝撃力や遠心力が増大し、重大事故に繋がることを、当該事故及び過去の事故事例等を用いて認識させること。
2. 適性診断結果、ドライブレコーダー及び運行記録計等の記録により運転者の運転傾

向等を把握し、それらに応じた指導・監督を行うこと。

3. 衝突被害軽減ブレーキ等の安全性の向上を図るための装置について、メーカー等からの情報を入手し、運転者に機能と使い方を正確に理解させ、運行中は機能等を解除させない等その有効性と同時に、機能には限界があることを理解するよう指導すること。
4. 運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努めるとともに、体調不良等について運転者自らが判断し申告できる環境を整えることにより、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないよう措置すること。
5. 道路交通情報を活用するなどして道路状況・交通状況等を十分把握したうえで、点呼等を通じて運行中に注意する場所等について指示すること。